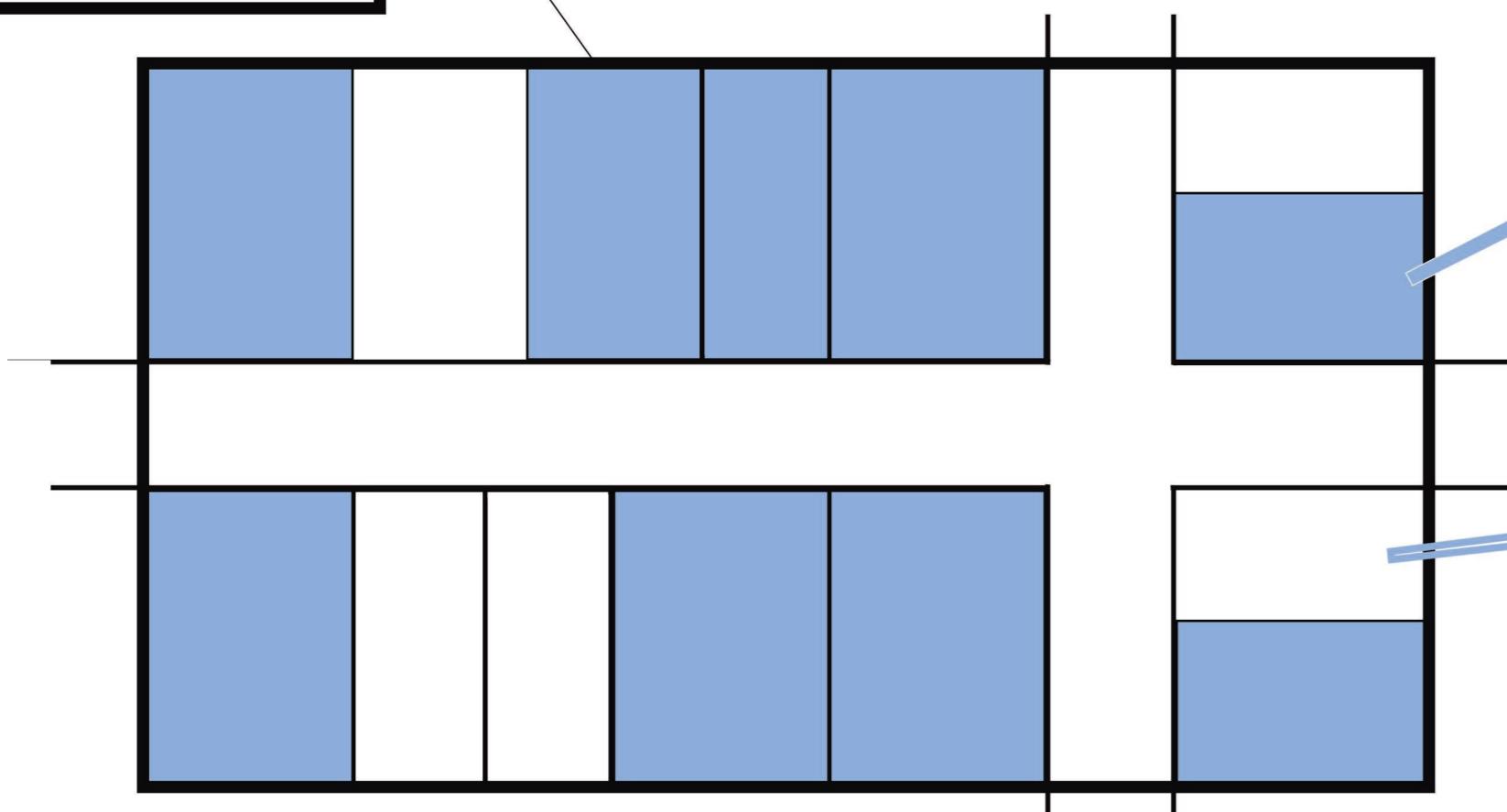


◇ 建築協定区域について



協定地区



協定区域

協定に入っている（同意している）人の土地。

協定の効力が及びます。

建築協定区域隣接地

協定者が協定に入ってほしいと希望する土地。

協定の効力は及びませんが、協定の締結後に協定に入りたい場合は「加入届」を提出することができます。

◇ 建築協定を締結した地区

シティハイツ志段味まちづくり

- ・建築物の高さは12メートル以下。
- ・建築物の形態、意匠は健全な住宅地にふさわしいものとする。
- ・敷地内の空地は、周辺の環境との調和を図るよう緑化に努める。など



なかのタウンハウス

- ・用途は住居専用とする。
- ・オープンスペースは居住者共同の庭園として維持、保全、活用する。
- ・居住環境に悪影響を及ぼす広告板、工作物等の禁止。など



大曾根街づくり

- ・商店街に面する建築物は1階部分の外壁を道路境界線より1.5メートル以上後退する。
- ・建築物の形態、色彩は商店街の環境にふさわしいものとする。



建築協定のお問い合わせ先 名古屋市建築協定連絡協議会事務局

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築係 電話052-972-2918